

# 運行管理者の講習について

「旅客自動車運送事業輸送規則」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正（平成24年4月16日施行）並びに告示の制定に伴い、運行管理者が受講すべき一般講習又は基礎講習に係る講習受講通知（特別講習を除く。）が廃止されました。

つきましては、自動車運送事業者は受講時期を把握して自社で選任している運行管理者に講習を受講させる必要があります。

なお、特別講習については、運輸支局長から運送事業者に対し、その旨の通知を行いますので、通知があった運行管理者を必ず受講させていただきますようお願い致します。

※ 旅客自動車運送事業輸送規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が認定する講習の認定機関一覧は以下のURLからご確認ください。

（国土交通省 自動車総合安全情報へリンク）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3safety/dispatcher.html>

## （参考）

### ○受講の対象となる運行管理者

（1）運行管理者として新たに選任した者【対象となる講習：基礎講習又は一般講習】

補足：「新たに選任した者」とは、当該事業者において初めて選任された者のことをいい、当該事業者において過去に運行管理者として選任されていた者や他の営業所で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。

基礎講習を受講していない運行管理者にあっては、一般講習ではなく基礎講習を受講させなければならない。

（2）最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末尾を経過した者【対象となる講習：一般講習又は基礎講習】

補足：2年に1回の受講。基礎講習を受講していない運行管理者にあっては、一般講習ではなく基礎講習を受講させなければならない。

（3）死者若しくは重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法令の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している者【対象となる講習：特別講習】

### ○運行管理者講習の種類

種類	対象者	内容
基礎講習	運行管理者及び補助者になろうとする者	運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する必要な基礎知識の習得を目的とする講習
一般講習	運行管理者	運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する知識の習得を目的とする講習
特別講習	事故を惹起した運行管理者	事故の再発防止を図るための知識の習得を目的とする講習